



鳥取県公報

令和4年3月15日（火）
号外第13号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関（106）（脱炭素社会推進課）・・・・・・・・・・ 2

告 示

鳥取県告示第106号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定審査会	鳥取県地球温暖化防止活動推進センター第5期指定の審査に関する事項	令和4年3月15日から同月31日まで	脱炭素社会推進課